

令和7年度

白山市予算書

一 一般 会 計
国民健康保険特別会計
後期高齢者医療特別会計
介護保険特別会計
墓地公苑特別会計
温泉事業特別会計
工業団地造成事業特別会計
湊財産区特別会計
水道事業会計
工業用水道事業会計
下水道事業会計

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第 2 号	令和7年度白山市一般会計予算	1
議案第 3 号	令和7年度白山市国民健康保険特別会計予算	11
議案第 4 号	令和7年度白山市後期高齢者医療特別会計予算	15
議案第 5 号	令和7年度白山市介護保険特別会計予算	18
議案第 6 号	令和7年度白山市墓地公苑特別会計予算	21
議案第 7 号	令和7年度白山市温泉事業特別会計予算	24
議案第 8 号	令和7年度白山市工業団地造成事業特別会計予算	27
議案第 9 号	令和7年度白山市湊財産区特別会計予算	30
議案第 10 号	令和7年度白山市水道事業会計予算	33
議案第 11 号	令和7年度白山市工業用水道事業会計予算	36
議案第 12 号	令和7年度白山市下水道事業会計予算	38

議案第 2 号

令和 7 年度白山市一般会計予算

令和 7 年度白山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0, 2 6 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		18,948,710
	1 市民税	7,714,200
	2 固定資産税	9,188,500
	3 軽自動車税	405,200
	4 市たばこ税	740,000
	5 鉱産税	10
	6 入湯税	1,000
	7 都市計画税	899,800
2 地方譲与税		429,538
	1 地方揮発油譲与税	88,000
	2 自動車重量譲与税	291,000
	4 森林環境譲与税	50,538
3 利子割交付金		17,000
	1 利子割交付金	17,000
4 配当割交付金		102,000
	1 配当割交付金	102,000
5 株式等譲渡所得割交付金		160,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	160,000
6 法人事業税交付金		413,000
	1 法人事業税交付金	413,000
7 地方消費税交付金		3,093,000
	1 地方消費税交付金	3,093,000
8 環境性能割交付金		76,000
	1 環境性能割交付金	76,000
9 地方特例交付金		224,120
	1 地方特例交付金	160,000

(単位：千円)

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補てん特別交付金	64,120
10 地方交付税		12,414,000
	1 地方交付税	12,414,000
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		103,979
	1 分担金	12,092
	2 負担金	91,887
13 使用料及び手数料		440,492
	1 使用料	371,832
	2 手数料	68,660
14 国庫支出金		10,031,776
	1 国庫負担金	6,705,772
	2 国庫補助金	3,305,051
	3 委託金	20,953
15 県支出金		4,732,564
	1 県負担金	2,762,167
	2 県補助金	1,528,538
	3 委託金	441,859
16 財産収入		70,854
	1 財産運用収入	69,283
	2 財産売払収入	1,571
17 寄附金		400,000
	1 寄附金	400,000
18 繰入金		2,027,578

(単位：千円)

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	10
	2 基金繰入金	2,027,568
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		874,889
	1 延滞金、加算金及び過料	8,000
	2 市預金利子	2,000
	3 貸付金元利収入	194,892
	4 受託事業収入	171,281
	5 雑入	498,716
21 市債		5,497,500
	1 市債	5,497,500
歳入合計		60,267,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		308,522
	1 議会費	308,522
2 総務費		7,743,694
	1 総務管理費	6,746,754
	2 徴税費	424,027
	3 戸籍住民基本台帳費	373,953
	4 選挙費	110,639
	5 統計調査費	55,214
	6 監査委員費	33,107
3 民生費		19,215,746
	1 社会福祉費	7,157,504
	2 児童福祉費	11,582,981
	3 生活保護費	475,261
4 衛生費		6,371,792
	1 保健衛生費	5,273,243
	2 清掃費	1,098,549
5 労働費		9,735
	1 労働諸費	9,735
6 農林水産業費		1,200,476
	1 農業費	879,529
	2 林業費	278,395
	3 水産業費	42,552
7 商工費		1,824,446
	1 商工費	385,950
	2 観光費	1,438,496
8 土木費		6,020,087

(単位：千円)

款	項	金額
	1 土木管理費	56,969
	2 道路橋りょう費	2,423,652
	3 河川費	104,906
	4 都市計画費	1,253,712
	5 下水道費	1,701,997
	6 住宅費	478,851
9 消防費		2,266,336
	1 消防費	2,266,336
10 教育費		6,532,663
	1 教育委員会費	636,750
	2 小学校費	1,644,078
	3 中学校費	1,006,985
	4 幼稚園費	121,337
	5 社会教育費	1,407,146
	6 保健体育費	1,716,367
11 災害復旧費		725,564
	1 農林水産施設災害復旧費	473,330
	2 公共土木施設災害復旧費	191,934
	3 公共施設等災害復旧費	60,300
12 公債費		8,037,839
	1 公債費	8,037,839
13 諸支出金		100
	1 諸支出金	100
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		60,267,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
文字放送・データ放送設備更新事業費	令和8年度から令和14年度まで	千円 21,500
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（公有地分）	令和7年度	1,235,000
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（完成土地分）	令和7年度	229,000
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（未収金分）	令和7年度	193,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
コミュニティバス整備事業	24,700	普通貸借 又は 証券発行	5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
コミュニティバス運営事業	19,400			
定住促進支援事業	6,500			
自転車駐車場整備事業	6,800			
公共施設等除却事業	9,000			
庁舎改修事業	1,063,100			
並行在来線支援事業	23,400			
加賀笠間駅駐車場整備事業	22,600			
コミュニティセンター施設整備事業	465,900			
放課後児童施設整備事業	1,000			
法人保育園施設整備事業	158,500			
児童館整備事業	1,600			
保健衛生施設整備事業	32,300			
斎場改修事業	27,500			
土地改良事業	13,200			
県営ほ場整備事業	27,800			
県営土地改良事業	75,300			
特産品振興事業	2,800			
白山頭首工視点場整備事業	52,200			
親水ロード整備事業	10,600			
林道整備事業	40,400			
美川コミュニティプラザ改修事業	1,000			
観光施設整備事業	4,600			
スキー場施設整備事業	117,200			
白山恐竜パーク白峰改修事業	10,000			
観光施設運営事業	7,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光地域イメージアップ事業	5,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金、地方公共団体 金融機構資金及び民間等資金に ついて、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利 率)	借入先の融資条件によ る。 ただし、市財政の都合 により償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は低利に借換えする ことができる。
ジオパーク拠点整備事業	27,000			
道路整備事業	844,600			
河川整備事業	52,700			
急傾斜地崩壊対策事業	3,600			
街路整備事業	229,400			
土地区画整理事業	54,900			
公園整備事業	51,000			
公営住宅改善事業	100,000			
消防施設等整備事業	30,500			
防災対策事業	397,500			
松陽小学校改修事業	3,600			
小学校改修事業	15,700			
小学校LED改修事業	2,900			
中学校改修事業	10,800			
中学校LED改修事業	1,500			
白峰伝統的建造物群保存整備事業	5,200			
美川文化会館改修事業	4,100			
博物館改修事業	2,200			
鶴来総合文化会館改修事業	31,200			
松任学習センター改修事業	311,500			
体育施設改修事業	886,600			
アルペンスキー場整備事業	25,700			
農業施設災害復旧事業	14,500			
林業施設災害復旧事業	74,200			
道路施設等災害復旧事業	76,500			
公共施設等災害復旧事業	9,000			
計	5,497,500			

議案第3号

令和7年度白山市国民健康保険特別会計予算

令和7年度白山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,902,896千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,834,682
	1 国民健康保険税	1,834,682
4 県支出金		7,053,663
	1 県補助金	7,053,662
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		1,550
	1 財産運用収入	1,550
6 繰入金		998,927
	1 一般会計繰入金	716,838
	2 基金繰入金	282,089
7 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
8 諸収入		12,573
	1 延滞金、加算金及び過料	4,010
	4 雑入	8,563
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		9,902,896

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		191,286
	1 総務管理費	141,811
	2 徴収費	49,288
	3 運営協議会費	187
2 保険給付費		6,934,995
	1 療養諸費	5,983,220
	2 高額療養費	927,907
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	17,008
	5 葬祭費	6,850
3 国民健康保険事業費納付金		2,644,007
	1 医療給付費分	1,900,491
	2 後期高齢者支援金等分	565,960
	3 介護納付金分	177,556
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		95,470
	1 特定健康診査等事業費	53,192
	2 保健事業費	42,278
7 基金積立金		1,550
	1 基金積立金	1,550
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		34,586
	1 償還金及び還付加算金	15,650

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繰出金	18,936
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		9,902,896

議案第4号

令和7年度白山市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度白山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,999,623千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,576,600
	1 後期高齢者医療保険料	1,576,600
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 繰入金		421,333
	1 他会計繰入金	421,333
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		1,675
	1 延滞金及び過料	55
	2 償還金及び還付加算金	1,610
	3 雑入	10
歳入合計		1,999,623

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		14,514
	1 総務管理費	14,514
2 広域連合納付金		1,983,489
	1 広域連合納付金	1,983,489
3 諸支出金		1,620
	1 償還金及び還付加算金	1,610
	2 繰出金	10
歳出合計		1,999,623

議案第5号

令和7年度白山市介護保険特別会計予算

令和7年度白山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,970,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,494,070
	1 介護保険料	2,494,070
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1,980,889
	1 国庫負担金	1,690,887
	2 国庫補助金	290,002
4 支払基金交付金		2,587,934
	1 支払基金交付金	2,587,934
5 県支出金		1,423,645
	1 県負担金	1,321,624
	2 県補助金	102,021
6 財産収入		4,296
	1 財産運用収入	4,296
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		1,479,314
	1 一般会計繰入金	1,479,314
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		466
	1 延滞金、加算金及び過料	16
	2 預金利子	5
	3 雑入	445
歳入合計		9,970,626

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		196,931
	1 総務管理費	131,660
	2 介護認定審査会費	65,271
2 保険給付費		9,269,269
	1 介護サービス及び支援サービス等給付費	9,262,382
	2 その他諸費	6,887
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		491,883
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	315,683
	2 包括的支援事業及び任意事業費	176,200
5 保健福祉事業		6,120
	1 保健福祉事業	6,120
6 基金積立金		4,297
	1 基金積立金	4,297
8 諸支出金		2,115
	1 償還金及び還付加算金	2,115
9 予備費		10
	1 予備費	10
歳出合計		9,970,626

議案第6号

令和7年度白山市墓地公苑特別会計予算

令和7年度白山市の墓地公苑特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,993千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		18,442
	1 使用料	18,442
2 財産収入		71
	1 財産運用収入	71
3 繰入金		3,480
	2 基金繰入金	3,480
歳入合計		21,993

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 管理費		2,464
	1 管理費	2,464
3 公債費		19,529
	1 公債費	19,529
歳出合計		21,993

議案第7号

令和7年度白山市温泉事業特別会計予算

令和7年度白山市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		4,876
	1 使用料	4,876
4 繰入金		5,193
	1 一般会計繰入金	5,193
歳入合計		10,069

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
2 管理費		10,069
	1 管理費	10,069
歳出合計		10,069

議案第8号

令和7年度白山市工業団地造成事業特別会計予算

令和7年度白山市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,252,505千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		4,731
	2 財産運用収入	4,731
2 繰入金		1,247,774
	2 基金繰入金	1,247,774
歳入合計		1,252,505

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 工業団地整備事業費		1,034,018
	1 工業団地整備事業費	1,034,018
2 公債費		218,487
	1 公債費	218,487
歳出合計		1,252,505

議案第9号

令和7年度白山市湊財産区特別会計予算

令和7年度白山市の湊財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,663千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		23,324
	1 財産運用収入	23,323
	2 財産売却収入	1
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		338
	2 雑入	338
歳入合計		23,663

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,538
	1 総務管理費	4,538
2 財産費		19,125
	1 財産管理費	19,125
歳出合計		23,663

議案第10号

令和7年度白山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度白山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数	41,500 栓
(2) 年 間 総 配 水 量	11,699,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	32,052 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管網整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			1,808,854 千円
第1項	営業収益			1,419,163 千円
第2項	営業外収益			389,691 千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			1,808,610 千円
第1項	営業費用			1,677,149 千円
第2項	営業外費用			126,461 千円
第4項	予 備 費			5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額433,651千円は、過年度分損益勘定留保資金232,502千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,149千円及び建設改良積立金100,000千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			1,091,788千円
第1項	企業債			1,021,000千円
第2項	負担金			70,788千円
		支	出	
第1款	資本的支出			1,525,439千円
第1項	建設改良費			1,214,135千円
第2項	企業債償還金			311,304千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
一里野浄水場ろ過設備更新工事	令和8年度	96,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道・簡易水道事業	912,800 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金、地方公 共団体金融機構資金及び民間 等資金について、利率の見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融資条件によ る。 ただし、企業財政その他 の都合により償還年限 を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借換え することができる。
過疎・辺地対策事業	108,200 千円			
合計	1,021,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 178,239千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

議案第 1 1 号

令和 7 年度白山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度白山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	2 箇所
(2) 年間総配水量	5, 3 2 9, 0 0 0 m ³
(3) 一日基本水量	1 4, 6 0 0 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	工業用水道事業収益		171, 514 千円
第 1 項	営業収益		169, 994 千円
第 2 項	営業外収益		1, 520 千円
		支	出
第 1 款	工業用水道事業費用		168, 418 千円
第 1 項	営業費用		141, 872 千円
第 2 項	営業外費用		24, 546 千円
第 4 項	予備費		2, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79,592千円は、過年度分損益勘定留保資金79,592千円で補填するものとする。)

支 出

第1款	資本的支出	79,592千円
第1項	建設改良費	8,195千円
第2項	企業債償還金	71,397千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,217千円

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

議案第12号

令和7年度白山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度白山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	37,500戸
(2) 年間総排水量	10,575,000m ³
(3) 一日平均処理水量	28,972m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠整備事業 処理場整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,013,408千円
第1項 営業収益		1,952,118千円
第2項 営業外収益		2,061,290千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,405,323千円
第1項 営業費用		3,980,495千円
第2項 営業外費用		404,828千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,163,028千円は過年度分損益勘定留保資金1,056,716千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額106,312千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			4,058,177千円
第1項	企業債			2,384,000千円
第2項	国庫補助金			972,606千円
第5項	他会計出資金			514,868千円
第7項	貸付金返還金			849千円
第8項	分担金及び負担金			185,854千円
		支	出	
第1款	資本的支出			5,221,205千円
第1項	建設改良費			2,374,448千円
第2項	企業債償還金			2,843,157千円
第3項	投資			3,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	850,800千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金、地方公 共団体金融機構資金及び民間 等資金について、利率の見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融資条件によ る。 ただし、企業財政その他 の都合により償還年限 を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借換え することができる。
下水道事業(災害復旧事業)	94,700千円			
下水道事業(特別措置分)	105,700千円			
下水道事業(資本費平準化債)	1,332,800千円			
合計	2,384,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 115,447千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,526千円である。

令和7年3月6日提出

白山市長 田村敏和

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。